

非課税対象施設一覧表

整理番号	対象	要件等（概略）	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	〃 ②
3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	〃 ③-3
4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	〃 ③-4
5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	〃 ③-5
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃 ③-6
7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	〃 ③-7
8	一般廃棄物処理施設	区市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-8
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	〃 ③-9
10	社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設等	○	○	〃 ③-10 ～10の9
11	農林漁業施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	〃 ③-11
12	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	〃 ③-12
13	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	○	○	〃 ③-14
14	電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-16
15	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-17
16	中小企業 の集積の 活性化 等用施設 の施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	〃 ③-18
17	中小企業の産業 の国際競争力 強化等 事業用施設 の施設	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が区市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	〃 ③-19

整理番号	対象	要件等（概略）	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の34 ③-20
19	自動車運送施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は一定の貨物利用運送事業を営む者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	〃 ③-21
20	自動車ターミナル施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	〃 ③-22
21	国際路線航空施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○	〃 ③-23
22	電気通信用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	〃 ③-24
23	一般信用書便施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信用書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	〃 ③-25
24	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	〃 ③-25の2
25	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	〃 ③-26
26	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	〃 ③-27
27	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐輪場	○	○	〃 ③-28
28	高速道路施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	〃 ③-29
29	消防用設備等・防災施設	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等	○	—	〃 ④
30	港湾運送施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	〃 ⑤
31	2025年日本国際博覧会に関して行う事業の用に供する施設	令和7年に開催される国際博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	○	○	本法附則 32の4①
32	2027年国際園芸博覧会に関して行う事業の用に供する施設	令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	○	○	本法附則 78⑫

(令和8年3月31日現在)